

津市介護認定審査会運営要綱

平成18年1月1日訓第141号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市介護認定審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の委員の構成等)

第2条 審査会の委員（以下「委員」という。）の構成は、保健、医療及び福祉の各分野に関する学識経験の均衡に配慮した構成とする。

2 委員には、本市の職員以外の者を委嘱するものとする。ただし、本市の職員以外の者による委員の確保が困難な場合においては、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第2項の調査（以下「認定調査」という。）等の介護保険に係る事務に直接従事しない本市の職員に限り、委員に委嘱することができる。

3 委員は、原則として、認定調査に係る本市の調査員となることができない。ただし、やむを得ず委員が認定調査に従事せざるを得ない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する場合においては、委員が認定調査を行った審査対象者の審査判定については、当該委員が所属する合議体では行わないものとする。

(研修)

第3条 委員は、三重県が実施する介護認定審査会委員に対する研修を受けるものとする。

(合議体の構成等)

第4条 合議体を構成する委員の定数は、3人以上4人以内とする。

2 審査会の会長（以下「会長」という。）は、保健、医療及び福祉の各分野に係る委員の均衡に配慮して、合議体を構成する委員を指名するものとする。

3 合議体を構成する委員は、委員の確保が特に困難な場合を除き、当該合議体以外の合議体を構成する委員と兼ねることができない。

(合議体の長)

第5条 合議体の長は、当該合議体の事務を総理する。

2 合議体の長に事故があるときは、当該合議体を構成する委員のうちから当

該合議体の長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 合議体の会議は、必要に応じて当該合議体の長が招集し、当該合議体の長が議長となる。

2 合議体の会議は、これを公開しないものとする。

(審査及び判定)

第7条 合議体は、認定調査票のうち「基本調査」及び「特記事項」並びに「主治医意見書」に記載された主治医の意見に基づき、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）による要支援認定基準及び要介護認定基準に照らして審査及び判定を行う。

(合議体の議決)

第8条 合議体は、審査及び判定に係る議決に当たっては、あらかじめ可能な限り当該合議体を構成する委員間における意見の調整を行い、その合意を得るよう努めるものとする。

(委員が審査及び判定に加わることができない場合)

第9条 合議体を構成する委員は、審査対象者が次のいずれかに該当する場合は、審査及び判定に加わることができない。

- (1) 合議体を構成する委員の所属する施設等に入所又は入院している場合
- (2) 合議体を構成する委員の所属する事業所等が介護サービスを提供している場合
- (3) 合議体を構成する委員が主治医として意見書を作成した場合

2 前項の場合においても、当該合議体を構成する委員は、当該合議体の求めにより、当該審査対象者の状況等について意見等を述べることができる。

(説明等の聴取)

第10条 合議体は、審査及び判定を行うに当たり必要があると認めるときは、当該審査対象者及びその家族、主治医、調査員その他関係者の出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

(記録の保存方法等)

第11条 合議体が審査及び判定に当たって用いた記録の保存方法等については、市長が別に定める。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市・河芸町・芸濃町・美里村・安濃町介護認定審査会運営要綱（平成11年10月7日施行）又は解散前の一志地区広域連合介護認定審査会規則（平成12年一志地区広域連合規則第1号）若しくは一志地区広域連合介護認定審査会運営要綱（平成12年一志地区広域連合訓令第1号）の規定に基づく介護認定審査会が行った審査、判定その他の行為は、この訓に基づく審査会が行った審査、判定その他の行為とみなす。